

令和 2 年度第 3 回伊賀市地域福祉計画推進委員会 会議録

日時 2020(令和3)年1月6日(水) 19:30～21:00

場所 伊賀市役所5階 501 会議室及び 202.203 会議室

<出席者>

板井委員長,中嶋委員,藤田委員,松井委員,米田委員,小竹委員,清水委員,井端委員,
高橋委員,谷本委員

<事務局> 田中部長,中出次長,中川課長,西岡主幹兼福祉総務係長,松田主幹

<事務局>

それでは議事に入らせていただく前に何点かご確認をお願いします。まず、資料は事前に郵送で送らせていただいておりますが、中間案の冊子につきましては、差し替え分ということで席に置いております。先に送付した資料の、字の大きさ、図やグラフの色、などを修正いたしました。資料をお持ちでない方には準備をしておりますので、申し出てください。

次に、本日の推進委員会は、松田委員様・結城委員様・藤岡委員様・加藤委員様・宮谷委員様から欠席のご連絡をいただいております。また、福沢委員様・服部委員様についてはまだ起こしではありませんが、17 名中 10 人の出席ということで、ご報告申し上げます。続きまして、これまで議事進行に関して三点ほどお願いしておりましたが、これまでと同じ内容ですので時間短縮のため割愛させていただきます。それでは、ここからは板井委員長様に議事進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<委員長>

それでは皆様、改めましてどうぞよろしくお願いいたします。失礼して座らせていただきます。早速ですが、限られた時間ですので会議に入らせていただきたいと思います。まず私の方から議事録署名人の指名をさせていただきます。本日は小竹委員、それから井端委員にお願いをしたいと思います。

それでは改めまして、本年度第 3 回目の推進委員会となります。本年度、地域福祉計画の第 4 次計画の策定に当たりまして大変困難な年度になりましたが、ここまで委員の皆様をはじめとして、市民の方々の努力で中間案の検討まで進んでまいりました。十分に議論を尽くしたいと思いますが、今回は、会議時間の短縮も課せられ、概ね一時間程度で終了したいと思います。それでは、報告事項から進めます。報告事項のひとつ目です。動画視聴会と意見聴取会について、事務局よりご説明をお願いいたします。

<事務局>

報告事項の 1 について、前回の推進委員会の中でもご説明したとおり、タウンミーティングに代わる新たな意見の聴取方法として、動画を作成し視聴してご意見をいただく、という方法を実施しました。その動画視聴および意見聴取会の報

告です。委員の皆様におかれましてもお忙しい中ご参加くださり、ありがとうございました。なお報告事項ですが、委員長の説明の中にもありましたとおり、感染症拡大防止策の一環として会議時間の短縮を図るということで、事前に送付しました資料 1 を持ちまして報告に替えさせていただきます。ご質問等があればお受けいたします。回答に関しては、この場でお答えできるものは回答いたしますが、できないものにつきましてはまた後日とします。ご了承くださいますようお願いいたします。

<委員長>

ありがとうございます。時間短縮のため、昨年実施いただきました意見聴取会については、資料 1 をご確認ください。3、4 ページに意見聴取会でのご意見をまとめていただいております。ここに挙げた内容を踏まえ、第 4 次の中間案の中にも、その要素を盛り込んでいきます。地域福祉計画の一つの大事な理念は住民参加です。変則的な方法ですがその点を担保できたことについて、皆様のご協力に感謝を申し上げます。それでは動画視聴会、意見聴取会についてはよろしいでしょうか。

では本題の協議事項に進みます。本日は第 4 次伊賀市地域福祉計画の中間案をご提案しております。資料 2 と 3 になります。3 の方は差し替えがありますので、差し替えの方をご覧ください。それでは事務局より中間案についてご説明をお願いいたします。

<事務局>

協議事項の 1 について、資料 2 および資料 3 に基づいてご説明いたします。1 ページずつ詳細にご説明することが本意ではありますが、時間の都合もございます。資料 2 に説明にかかるポイントをまとめてありますので、ご覧いただきながら資料 3 の説明をお聞きいただくという形で進行いたします。前回、この冊子の第 3 章までの骨子案についてご審議いただきました。前回いただいたご意見を基に、修正した箇所については資料 2 の 1 ページにまとめてあります。

第 1 章については細かい文言の修正となり、大きな変更はありません。第 2 章の 3 次計画を振り返っての箇所は、グラフを記載しました。『12 の提案の振り返り』については 3 次計画の検証に重点を置きました。第 3 章の『本計画のしくみ』ですが、まず基本理念についてご指摘があったので修正をしています。その他、作成中となっていたグラフや 5 番⑤のイメージ図等を作成し、資料 3 の中に記載しています。

続いて資料 2 の 2 ページをご覧ください。第 4 章以降は、この中間案で初めてお示しいたしますが、根拠については資料の 2 に記載しています。社会福祉法が昨年改正され、今年の 4 月 1 日から高齢者・障がい者・子育て・生活困窮者の 4 つの分野を一体的に支援する重層的支援体制整備事業が創設されたことを受け、これらの 4 つの分野の支援について、「4 つの支え」としてまとめてあります。また第 3 次計画の中で地域包括ケアシステムを推進するために「7 つの安心」としてネットワークを構築しました。その中の、高齢者・障がい者・子育ての部分

は「4 つの支え」に移りました。残りの住まいや地域医療や健康作りなどの分野に、福祉以外の市民の生活と密接に絡んでくる4項目を暮らしという項目としてまとめ、ネットワークの中に組み込んで「4 つの安心」としました。第3次計画にもあった項目について、変更した経緯を記載しています。本計画からの新規の項目については、どのような点を中心にまとめているのか、資料の2のほうに記載しています。

続いて、第5章『6 つの充実』は、理念を達成するために充実させていく6つの事項について記載をしています。ひとつ目については、第3次計画で取り組んだ第3層レベルにおける、地域課題を地域住民主体で解決する仕組みや、地域福祉ネットワーク会議をベースにした、これからの地域づくりの方向性について示しています。ふたつ目は地域貢献活動について、より相乗効果を得るために、市や社協をはじめとした市内にある様々な機関がそれぞれで取り組むだけではなく、連携して取り組むという方向性について示しています。これが伊賀市の6つの充実のひとつ目とふたつ目です。6つの充実の三つ目から六つ目につきましては、第3次計画の振り返りで見えてきた課題に対して、その解決のために行っていくことや、地域福祉計画の策定ガイドラインについて、昨年お示しいたしました。地域福祉計画に盛り込まなければいけないと言われてきた16項目のうち、再犯防止や自殺対策のことなど、この6つの充実の中で、合わせて記載をしています。

続きまして第6章について、実際の計画の推進に取り組んでいくという2021年から五年の計画であるということは、前回の骨子案の時にも説明をいたしました。来年度から実際に取り組んでいくこの五年間の中で、重視していかなければならないことを三点まとめています。ひとつ目はSDGsの観点から考えるということです。SDGsについては、昨今広く知られるようになりましたが、持続可能な社会を目指すことや、誰1人取り残さないという理念など、地域共生社会の理念や目指す方向性と共通していることから、SDGsを意識することが必要になると思います。

次にSociety5.0について、あまり馴染みがない言葉だと思いますので、簡単に説明いたします。国の定めた定義ではSociety1.0は狩猟社会、2.0が農耕社会、3.0が工業社会、そして現在は4.0である情報社会となります。社会のあり方についての考え方ですが、これをさらに進化させて、5.0となる社会を目指そうと国が提唱しています。では具体的にSociety5.0とはどのような社会かというと、現在、私たちはスマートフォンなどを使い様々な情報を得ていますが、人間ではない何かがインターネットにアクセスして、様々なことを行う社会がSociety5.0となります。例としては、車の自動運転であるとか、AIによる生活支援ロボットのようなものです。そのようなことが実現する社会がSociety5.0だと言われています。つまり、人間が快適に暮らしやすい社会を確立することが、次のSociety5.0の目指す社会になります。もしこれが実現すると、我々が住んでいる社会が大きく変わりますが、すぐに実現するかどうかは不明です。しかし、この5年の間で少しは変わっていく可能性がありますので、変化に対応することが求められていると考えます。

次にウィズコロナに関して、ウィズコロナの中でも支え合いや繋がり構築は重要であり、求められていることになります。感染を恐れるあまり、これまで参加していた地域での集まりに不参加になったり、介護サービスを利用しなくなったりすると、認知症やフレイルが進むということが、危惧されています。しっかりと感染症対策を行い、新しい生活様式を取り入れて進めていき、ウィズコロナの中で新たに見えてきた課題に対応していかなければいけないということの重要性について記載しています。

最後に、第7章は地域福祉の推進体制およびこの計画の進行管理や評価の方法について記載しています。推進体制については現状の体制を基に、より課題解決を行うことができる仕組み作りについて記載しています。進行管理については毎年前年度の振り返りを行ったうえで、その中で見えてきたものを次年度に繋げていくというCから始まるPDCAというサイクルを確立させながら行っていきたいと考えております。以上、資料2および3を基にした中間案の説明になります。ご審議よろしくお願いいたします。

<委員長>

今、簡潔に資料2と3につきましてご説明をいただきました。確認をしながら進めたいと思います。中間案について、第3章までは前回の会議でも議論し、いただいたご意見を反映したものがお手元の資料となります。特に、議論の中の基本理念部分をこのような文言に修正いただきました。地域福祉計画としての一番重要なところは第4章からということになりますが、前段のご報告をいただいた意見聴取会なども踏まえての事務局案ということになります。

第4章については、あらかじめお手元に送付いただきましたが、委員の皆様ご初見だと思えます。お気づきの点あるいはご確認等、残りの時間を使ってご発言ください。字句の移動等や「てにをは」等の誤記の修正などは、事務局の方へ教えていただければと思います。もちろん本質にかかわる表現等で気になるところがありましたらご意見を忌憚なく頂戴したいと思います。4章以下を中心に、お気づきの点あるいはご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。それぞれの部屋でマイクをご用意しておりますので、マイクを持ってご発言ください。いかがでしょうか。

<委員>

3章38ページの一番肝心の重層的支援体制整備事業という文言ですが、これを伊賀市として名乗りを上げてやっていくということで記載しているとの事について、厚労省のホームページを見てみましたが、諸問題をここに書いてあるだけでは掴みきれない。イメージがハッキリしないという面があると思います。厚労省のホームページでも、断らない相談支援や参加支援など、地域に向けた支援をするために体制作りをしていかなければならないということが記載されていて、一番そのプロセスを大事にしていきたい。今の計画では相談をどういう形でやっていくのかというプロセスが分かりづらいと思います。今まで通りの相談体制の中で、どのような断らない相談支援をしていくのか分からない。

今後は色々な形を検討しながらやっていくということならば、そのようなことはわからないが、今は未定でもそういう合議体を作って検討していくという方向性を明記するほうが良いのではないかと思います。

<委員長>

中間案の 38 ページに記載されている重層的支援体制整備事業の伊賀市での具体的なイメージといったところが、もう少し説明があった方が良いのではないかと思います。事務局いかがでしょうか。

<事務局>

重層的支援体制整備事業については令和 3 年 4 月 1 日に法が施行されるということで、伊賀市では令和 3 年度から開始する予定をしています。具体的にどういうふうに相談支援と参加支援と地域づくり支援の 3 つを、どのように一体的にやっていくのかという具体的なことについては、健康福祉部内等でこれから検討していくことになっております。

社会福祉法にも記載されていますが、この事業を開始するにあたり、国から重層的支援体制整備計画を作ることが求められています。計画を作る期限などはまだ示されておりませんが、計画を作ることは確定しております。この事業をどのように進めるかという具体的なことはそちらの計画で、改めて市民の皆様にお示しさせていただきたいと思います。この地域福祉計画の中では、伊賀市として重層的支援体制整備事業を実施することで、包括的な支援体制というのを作っていくという方向性は、お示しできればと考えており、この 38 ページに記載しているとご理解いただければと思います。

<委員長>

国の方向性をもう少し見極めていくという事と、計画策定が求められているので、今後具体的な計画を作り上げていくという事で、地域福祉計画としては 38 ページに「体制を整備します」と明言しておくことで留めておきたいということです。伊賀市においてはこの重層的支援体制整備事業は新しい言葉です。国の施策というのは言葉をかえながら作り直していくわけですがけれども、3 次計画で、地域包括支援センターを中心としながら、かなり充実した先を見据えた大きな改正を行いましたので、伊賀市では相談体制はすでに整っているという事も、行政の方から市民の皆さんにご説明いただいた方がいいのではと思いました。

それがこの計画のどこでわかるのかということですが、106 ページをご覧ください。これだけでは委員からご質問があったことに的確に答える図ではないかもしれませんが、地域福祉の推進体制の箇所に、地域ケア会議、その下に地域ケア担当者会議があり、市と社協で個別ケースと地域福祉コーディネーターが拾い上げる多様な地域課題を、真ん中のところで福祉施策調整会議というものを設置し、地域支援と個別支援の両面から検討を重ねた結果、施策化が必要な場合は推進本部会議に上げていく。具体的なサービスの提供が必要だと判断されれば、ここから担当課の方へ指示が出るというような形で、福祉施策調整会議が包括的な相談体制を既に担っているという点もありますので、この辺り書き加えた方が良

いか、それともこの表現にとどめておいた方がいいかということかと思います。
後半補足いたしました、いかがでしょうか。

<委員>

これは資料等付けますか。現在の国のイメージだけでも私にとっては分かり難い。国の方向性だけを知ろうとして、資料の中に入れていただいて、重層的支援体制整備事業とは何かと説明した方がより分かりやすいのではと思います。38ページだけでは、この支援体制イメージは分かり難いと思います。

<委員長>

38ページの体制案の図をもう少し書き加えるか、直前の36ページにも庁内連携体制ということで福祉施策調整会議が出ていますので、ここに他分野で他領域であるということを書き加えるということも一案かと思います。37ページにはアウトリーチの言葉の意味を注記していただいているので、この重層的支援体制整備事業は、伊賀市オリジナルの表現ではなく、国施策の名称として、今後注視していくという意味でも、注記を加えるというのも一案かと思います。この点は事務局の方でご検討いただきたいと思います。

<委員>

要望も含めて申し上げます。まず「4つの支え」の高齢者支援の47ページ、わたしは介護の関係者ですので、「利用者主体の介護保険サービスの提供を推進します」という文脈の四行目ですが、五行目で「介護サービス事業者に対する指導監査を行います」と断言されていますが、指導監査だけではなく支援という言葉も含めていただきたいと思います。

既に、介護施設が出来て年月が経って、大方の先行している施設は老朽化が進んでおり、それを建て替える資源も全く無いような状況です。今後、介護サービスをどのように支えていくのか大きな課題になっておりますが、自己資金がなければとても更新できず、今は国の補助金頼みになっています。県内の福祉法人につきましては、ごくわずかしは準備や備蓄がないという状況の中であって、将来、サービス提供する拠点が維持できないという事態が考えられます。その時には県や市町という役割も十分出てくると思いますので、支援という言葉は適切かどうか分かりませんが、入れていただけないかと思います。

それから、61ページの健康作りです。三行目辺りに、身近なところから健康づくりに取り組む事ができる仕組みづくりをしていくと書かれています。これは各論ですが、忍にん体操は、機能維持など非常に理にかなった動きをされていると思います。市でも力を入れて取り組んでいると思いますので、市の大きな取り組みの器の中にいれてはどうかと思います。あまりにも各論すぎて入れられないということであれば、別のところで触れていただくことは可能でしょうか。

担当者の熱意でちょっとした体操を始めたことがきっかけで、市民の大きな広がりにつながり、地域包括が成功し全とうまくいっているという他所の市町の事例を聞いているので、そのようなアプローチも必要ではないかと思います。

それからもう一点は 64 ページです。多文化共生のための取り組みについて、これが暮らしの中で少し出てきていますが、どちらかというとも 89 ページの生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくりにも繋がると思います。60 ページにもありますが、現在、伊賀市内では多くの外国の方が働いています。その中には今回のコロナで随分と暮らしが苦しくなった方もいます。これから人口がどんどん減っていく中で、外国の方々の役割は非常に大きいものだと思いますが、支える枠組みが少し足りないと思います。44 ページにあります大きな 4 つの支えは当然ですが、外国の人の暮らしや住居などを支える語学というものを別項目でつくることは難しいでしょうか。県内の市町の中で外国人労働者割合が非常に多い伊賀市にとって、重要なその枠組みが片隅に追いやられているような気がしてなりませんので、ご検討よろしくをお願いいたします。

それから 72 ページです。「社会福祉法人連絡会による取り組みを推進します」との事で、取り上げていただき光栄です。しかし、中段に人材不足のことを書いていただいているのですが、福祉体験教室の開催や外国人を対象とした福祉の仕事に関する DVD を作成し、幅広く人材確保に取り組んでいます。最近、食材の提供をするフードパントリーという事業も取り組んでおり、これも DVD と同様重要な取組になっています。その辺りも具体的に取上げていただきたいと思います。

それからもう一点、93 ページです。第 6 章、新たな時代における福祉のあり方と可能性ということで、将来は、人口が 6 万から 5 万になるという人口減少を示すグラフがあります。そうすると、前段で書いてあるような住みやすさ・暮らしをどうするのかという視点もこの 5 年間では必要だろうと思います。

5 年の間に中山間地域はだんだんと人口が減り、暮らしが成り立たない状況が訪れるのは明らかですので、住み続けることは難しいので、市内での移住を視野に入れた文言を入れていただくと、その次の 5 年間に繋がるのではと思います。

<委員長>

大きく五つご意見いただきました。混同しないようにひとつずつ確認していきます。まずは 47 ページの高齢者支援の中に、ハード的な部分を視野に入れた支援という表現が入らないかということですが、この点はいかがでしょうか。

<事務局>

8 ページをご覧ください。主に健康福祉分野の上位には、この地域福祉計画が位置づけされていることを踏まえたうえで、この第 4 章については、行政等の支援を行う専門機関等が計画に基づいて取り組んでいることであるとか、計画は無くとも施策として行っていることを、まとめている項目になります。46 ページの上にも記載があるように、高齢者福祉計画介護保険事業計画をもとに、どのような事に取り組んでいるのかということを担当課に確認のうえで作成している項目になります。この中に支援という文言を入れていただけたらという事でしたが、介護サービス事業者に対して、指導監査以外にも様々な支援を行っていくという方向性があるかどうか、担当課で確認できたら記載するという方向で考えたいと

思います。

<委員長>

上位計画ではありますが理念計画であり、縦割りの計画ではありません。

要するに拠点ネットワークを作って人が支援ケアの側に回っていただきたいという事ですが、その拠点が老朽化していくという課題は、明確にご指摘いただきました。これは、高齢者支援に限らないかもしれませんので、そういった視点もどこか文言として載せておけると良いと思います。

事務局として、高齢者福祉計画や介護保険事業計画に関わるような部分については、確認が必要という事でしたが、全体に係る拠点支援というような文言をどこかに落とし込めると皆さんも安心できるのではと思います。計画の中でもそういう視点を持っているということで共有できると思いますが、そこはいかがでしょうか。高齢者支援に限らない場合はどうでしょうか。

<事務局>

おっしゃるように高齢者の拠点以外の拠点についても、検討していくことは必要であると思います。市としては、公共施設の最適化計画等もありますし、それ以外に民間の事業者で実施をしている事業の施設等についても、検討していくことは必要であると考えています。この計画のどこに入れるかという具体的な事につきましては、再度検討させていただけたらと思っています。

<委員長>

まずは議事録に残して、どこに入れるかということをご検討いただくという事です。皆さんとも共有しておきたいと思いますが、25、26 ページをご覧ください。右側に重点施策と書かれたところに「4 つの支え」を表し、「6 つの充実」という書き分けをしていただいています。これらは、決して縦割りで組み立てられているわけではなく、組み合わせで様々な支援に対応できるような計画の理念を散りばめているというような言い方ができるかと思います。「4 つの支え」については個別計画を前提としながら、先ほどの重点化にも対応できるような計画の組み立て方になっていますので、この高齢者支援に先ほどの拠点支援を含むとなると、行政として二の足を踏んでしまうということも理解はできます。しかし、見逃せない課題として地域福祉計画の中に残しておくということで、例えば、「6 つの充実」の「多機関の連携による福祉の場づくり」のところで委員からもご指摘がありましたが、連絡会での検討内容などの中にそういった拠点の「整備」とは書きづらくても「支援」というようなことを、入れていくことはいかがでしょうか。

あるいは、地域福祉ネットワーク会議をイメージしていますが、「みんなで作る地域福祉コミュニティ」の方ではいかがでしょうか。これは当然、地域資源としての拠点の整備ということも出てくるかとは思いますが、その辺りを含めてご検討いただくということで、この点は一旦預からせていただくということによる

しいでしょうか。それでは二点目、61 ページの健康作り事業のところですが、事務局いかがでしょうか。

<事務局>

健康づくり体操に関することについて、自ら進んで健康作りのために、取り組んでいくということで、全体的な方向性は、理念計画においてお示しできていると思います。

<事務局>

補足ですが、先ほど委員の方から忍にん体操と具体的にご発言いただき、これは市の健康推進課の方でも進めていますので、理念のようなものと申し上げましたが、具体的に進めていきたいと思いますので、この中に文言として取り入れたいと考えています。

<委員長>

ありがとうございます。ただし書きでも結構ですし、かっこ書きで仕組み作り、あるいは自助の取り組みの後でも構わないかもしれませんが、忍にん体操などといった形で書いていただくと、計画としては具体的な名称があって良いかなと思います。それでは三点目ですが、多文化共生のための取り組みについてという所ですが、この点のご指摘につきましては事務局いかがでしょうか。

<事務局>

まず、89 ページに関しては、マイノリティのことで生きづらさを感じている事を軽減するという手段を示している部分で、この 64 ページに関しては委員のおっしゃるように、伊賀市には外国人住民が多いので、多文化が共生した社会を目指していく取組みが、おそらく他市より進んでいるのではと思います。伊賀市として多文化共生のために行っていることや、今後行っていく方向性等について、この 64 ページでは行っている事などを担当課へ確認し、挙げております。確かに、マイノリティのところでも外国人のことも書いてありますが、伊賀市としての全体的な多文化共生のためのことを、この 64 ページは記載しているとご理解ください。

<事務局>

補足いたします。「外国人の方の暮らし、あるいは住居を支える」などの具体的な文言を入れたらどうか、というようなご指摘について、まず当然、今申し上げた 89 ページのマイノリティのところにも通じるものであると考えています。この文言についても暮らしを支えるということを、再度具体的に記載できるように検討したいと思います。

<委員長>

それでは意見を踏まえてご検討いただくということで・・

<委員>

続けて失礼します。20 年、30 年くらい前から、外国の方がどんどん増えてきたと感じています。外国人の方を取り巻く情勢がだいぶ変わってきたということ

を、市が分かっていないのではないかと思います。昔は、ふれあいプラザの所で毎週水曜日と土曜日に大人向けの日本語の教室がありましたが、最近なくなりました。何故なくなってきたかという、外国の方で日本語を学びたいという大人が、とても減りました。外国の方のコミュニティができ、無理して日本語を習わなくても、うまく生活ができることが一因であると思います。それだけ伊賀市が進んできたということもありますが、この多文化共生という言葉が昔の理解と違うのではないかと思います。外国の方に、日本の生活や文化を一方的に理解してほしいというのではなく、共生というからには、お互いが歩み寄る中で市民同士が交流できる事業を充実させることが必要になります。例えば、日本語の会や日本語を勉強できるという呼びかけなど、働きかけが欲しいと思います。日本語を学ばないという親が増えてきたということは、子供たちも日本語が全然わからないということです。ポルトガル語など自国の言葉も分からない、どちらの言葉も中途半端で、どの言葉で話をしているのか分からないという子どもが増えてきたという現実は大変な問題です。これからどうしていけばいいのか。それから・・・に分かれますが、日本で働いていずれば母国へ帰る方と、子供たちに日本の教育を受けさせたいために永住権を獲得する、または帰化するなど、そこまでも考える方もいます。今の子どもたちは、外国の子供たちやそういった人たちの現状をどこまで理解できているのかと思います。例えば、学校給食にもブラジル料理や、スペイン、ペルーの料理が出てくることがありましたが、最近全然なくなりました。例えば、教育現場や福祉の立場、住民や市民生活課などがもう少し外国の本当の生の声を聞いていただいて、外国の方にとっての福祉はどういうことなのか、もう少し書いていただければと思います。刻々と外国の方の思いが変わっていることをご理解いただきたいと思います。

<委員長>

貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえまして一旦、担当課ともご相談をしていただくということでお預かりをしたいと思います。それから、72 ページの連絡会について、この点はいかがでしょうか。

<事務局>

ご指摘いただきました社会福祉法人連絡会などでフードパントリー事業に取り組んでいただいていると思いますので、そのことについても記載させていただきます。

<委員長>

では、書き入れさせていただくということでお願いします。最後に 93 ページ 第6章の部分について、人口減少等も踏まえた観点も加えてはということですが、いかがでしょうか。

<事務局>

人口減少という課題に対して、96 ページの SDGs のところをご覧ください。SDGs の理念自体が持続可能な地域づくりができる地域を目指すということですが、この事とこの計画の地域共生社会の目指すところは同じです。人口減少とい

う課題がある中で、持続可能な地域を作っていくということを記載していますが、移住という言葉になると、少し検討させていただきたいと思います。人口減少という課題に対して取組んでいくということをこのページだけではなく、6つの充実のところ、1や5のところなど他の所でも記載しています。

<委員長>

第6章は位置づけでしょうか。このような書き方で地域福祉計画にトレンドのワードが上がることは、私の拙い経験では初めてのことです。しかし、この五年を見据えたら、その辺三つほどのキーワードは確実に関わってくるが、今すぐ地域福祉計画にその理念を書き込むまでには至っていないということですね。次の五年後を含めて、この三つを挙げておくことで、この先へ繋げていくという意図があるという理解でよろしいでしょうか。

<事務局>

この計画期間の五年間で、特に重視しなければいけないSDGsに関しては、2030年がゴールになっております。当然、この第4次が終わった次の第5次の計画では、もっと絡んでいくところがあると考えていますし、Society5.0についても具体的なところが示され、第5次計画を作るときはもっと密接に考え方を取り入れていかなければいけないと思います。ここで挙げておくことで次の計画にも繋がっていくと思っております。

<委員長>

ただ、委員からご意見がありましたように、三つとも大きなキーワードなので、かなり影響され色々と影響されてしまう事は、懸念するところです。今後に繋がられるような部分ということで、市民の皆さんにはお読みいただきつつ、五年の計画である第4次が改めて進み出した時に、SDGsのこの観点は重要ではないかなとなれば取り上げやすいと思います。そのような事も意識したうえで市民の皆様にご説明するとよいと思います。もし私がお答えするのであれば、先ほどご意見のあった市内移住について、95ページに17のゴールが載っています。11の住み続けられるまち作りをという中にも含めて考えていくのも良いかと思います。ただ、あくまでも地域福祉計画としての可能性をお示しているというところは、市民の皆様へ説明する際も押さえるといいと思います。以上5つの点につきまして、他の委員の皆様からの補足も含め、ご意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

<委員>

先ほど事務局から説明があったように、「4つの支え」と「4つの安心」の部分が理念だけに終わるのか、それとも、行政計画の上位計画が「4つの支え」と「4つの安心」ということで、行政の分野別計画としていくのかと思います。

例えば、45ページの高齢者支援の中では、認知症の問題が出ていますが、今現在取り組んでいる内容を踏まえて、今後やっていくという具体的な方向性が出ていました。例えば、認知症の初期集中治療に対する相談件数が増えてきたので、それをさらに充実していく、なおかつ、認知症と共に生きる希望宣言も活用して

いくという文言までも現状分析のところに入っていました。その辺りがこの中にほとんど入っていない。医療関係等については、今まで取り組んできたと書いてありますが、ほとんど理念で終わっているような気がします。先ほど、健康づくりにおける忍にん体操の話がありましたが、是非とも入れてほしいと思いました。

事務局から「入れる」というお話をいただきましたが、忍にん体操もその現状分析の中では今後も忍にん体操の普及会との連携を中心に進め、啓発をしていくということが書かれています。しかし、この計画の中では、そういうことが全て抜けているような感じがしますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

それから、私自身が今実際進めています、63 ページの地域交通の問題ですが、交通および移動に関する取り組みについて、最後の方で買い物や通院等の日常生活困難な人々のための支援が地域課題となっているので、公共交通を補完する移動手段の活用を含めた検討を行うと書いてあります。市でガイドラインを作り、当神戸地区でも地域交通バスを試験運行で走らせていますが、この四月から本格運行になります。実際は、地域運行というものが進められているということです。だから、その辺は検討ではなく充実というものをこれから進めて行って欲しいと思います。また、それは買い物支援としてですが、通院については普通の交通手段というものが難しい。なぜなら、今まで全国的にも取り上げられているのは、介護保険や交通とリンクした形、訪問型サービスデイというものをし、その地域が主体となった交通に対する補助をやっていくという形が多いのですが、それが伊賀市の場合は全然出来ていません。検討に入ったということを聞いたことがありますが、それがまだ進められていない。理念ではなく具体的な施策として、介護保険による訪問型サービスデイによる支援、というものをに入れて欲しいと思います。

それから、子育ての問題について、当地区でも生活困窮者の子どもたちに対する子ども食堂という問題があり、子供が少ないため高齢者を含めた地域食堂という名前で昨年三月より運営しています。今、特に市街地の方が、そのような問題が多く挙がってきていると思います。現状の中でも、子どもを取り巻く貧困対策に関することも計画に位置づけるという形で文言が書いてありますが、健康づくりのなかで子供の貧困や子育て支援に入れるか、生活困窮者支援に入れるかという問題もありますが、理念だけなので、もっと大きな話になってしまい、よく分からないという面があるように思います。もう少し全般的に踏み込んだ形でお願いしたいなと思います。

それから、先ほど意見がありました高齢者における地域拠点について、前の3次の計画の中で、地域の施設を活用した課題解決に向けた取り組みを進めますということで、地域を拠点にした形の「人が集う場所の支援」というものが記載されています。どこの地域も、農協の支店や学校の統廃合などで、空き施設の問題が大きくクローズアップされています。それを活用し地域活性化できないかということで、地域で模索する中で、現在検討している所がたくさんあると思います。そういう面では支援が必要になるし、前の計画にも挙がっているので、当然継続していく。この五年間ではそこまではできなかった部分について、次の五年間の

中で、どのような支援体制を作っていくという形で継続的な計画に挙げていただきたいと思います。

<委員長>

ありがとうございます。多様な意見をいただきました。まず、計画の考え方について、この点は予めご説明を申し上げるべきだったと反省をしています。計画の8ページをご覧ください。先ほども事務局よりご説明いただきましたが、地域福祉計画というのはなかなか分かりづらい計画の立ち位置にあります。一つは各種個別計画の上位計画として、法的にも位置づけられたということですが、先ほど皆様にご確認をいただいた重点施策の項目の中で、各ページの右肩に関係計画というものが記載されています。個別具体的な施策事業については、個別計画の方で行政として実施をしていくことを前提としながら、その上で地域の視点から言及しておくべき理念は何かということが、この計画には求められていると思います。従いまして、ここの文言に出てこないから行政が実施をしていないということではなく、個別計画でも重視をしていきたいということを含み置くということは、ぜひご提案いただきたいと思います。その点では、ご指摘のあったいくつかのキーワードについては、事務局でも一旦お預かりして、今回の文章の中に反映させるかどうかをぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

例えば、先ほどの子ども食堂のような事例と、地域拠点の文言等を書き加えるとした時の考え方について述べさせていただくと、67ページのみinnでつくる地域福祉コミュニティの中で「01 既存の拠点や仕組みを最大限に活用します」ということが挙がっています。ここには地域福祉ネットワーク会議と地域福祉コーディネーターということが言及されていますが、既存の拠点という所についてはやや文言が薄い様にも思います。いただいたご意見を68ページに盛り込むことで、この計画を地域の皆さんのご活動を支えていく一つの根拠にしていければと思います。

全体的なお話になりましたが、いただいた個別のキーワードでは交通のことについて63、64ページをご覧ください。先ほどご意見がありました多文化共生も含めて、この「4つの安心」と「4つの支え」は、ここだけで住まいや地域医療や健康作りとあり、Dだけは「くらし」と少し抽象的なまとめ方になっています。おそらくづく務局でもいろいろとご検討いただき、ここはこのようにまとめたと理解をいたしました。しかし、本日の委員のご意見などを踏まえると、交通や多文化共生を分けるということも考えられると思います。確かに、63ページ、64ページの01と03は、すべて暮らしとも考えられますので、難しいところだとは思いますが、敢えて交通を出すことで、地域公共交通計画を右肩に上げていただいています。このことと個別計画としては連動していくということにもなると思いますし、先ほどご指摘のあったもう既に実施をされている事業などは「検討」ではなく「充実」というような表現に書き換えていくということも大切かと思います。また、多文化共生についても、ここは伊賀市の一つの特徴だと理解してい

ますので、これが5つになるとどうでしょうか。「4つの支え」と「5つの安心」では、合わないでしょうか。

<事務局>

今この場ですぐにお答えできないので、また検討いたします。

<委員長>

大きな括りの変更になりますので、庁内でもご検討ください。ただ、この委員会としては、この「4つの安心」の中のDの「暮らし」としてまとめた意図は理解をしつつも、個別にご意見をいただくとそれぞれの書き方をもう少し充実させた方がいいのではと思いましたが、いかがでしょうか。

<事務局>

この暮らしの部分につきまして、今の交通に関することや多文化に関する事などをこの計画から外すのか、あるいはもう少し文言を追加して詳しくするのか、関係課とも協議して決めたいと思います。

<委員長>

まとめていただいた意図は十分に理解をしながら、それでも委員の皆様から頂戴した貴重なご意見ですので、ぜひご検討いただきたいと思います。ご意見ありがとうございました。それでは次のご意見をお願いいたします。

<委員>

二点要望を申し上げます。まず一点は、27ページの成果の見える化です。人口動態がございます。3につきましては人口動態です。人口動態で②は健康寿命、③は地域予防対応力、④は生活満足度。④につきましては、そこにプラスして地域活性化力。成果の見える点では、非常に結構なことだと思います。ただ、人口動態、これの中に間違いがひとつございます。これは訂正してください。それから、④の生活満足度ですが、健康寿命の次に、地域予防対応力があります。3次の計画では出ていませんが、できれば②番の健康寿命との関わりがございますので、男女で差が非常に分かりやすくなるので、そのようにしてはどうかと思います。地域予防対応力・自助それから互助、この部分も、できれば男女で出していただくと、非常に健康寿命との関わりが分かりやすくなると思います。

それから、もう一点、この中で、自助の中で「ふれあいサロン」がありますが、これが1,000人当たり1900.5でしょうか。この数字の出し方がこれはその都度出ていただいた方の合計の数字ですか。1,000人当たりですから実数が出てこないのではないかと。従って、その辺りはもっと的確な捉え方がないのかどうかと思います。おそらくサロンも参加が難しくなっている状況です。それが1900.5になっています、1,000人当たり。例えば、その1900の中にはほとんど、人は変わらない。サービスする人は変わらない。同一の人、同じ人ばかりやってもですから、もっと良い捉え方はないのかなという気がします。できれば全部出していただきたいと思います。

それから73ページの03「様々な事業者等とも連携を行います」ここは非常

に疑問です。『とも』と言うのは従属的な意味で、主体性がありません。「も」ではなく、もっとインパクトの強い『事業者等と』にしないといけないのです。実は、赤い羽根共同募金の中に、今の事業所のほうから廻していただきました。いま地域は地域福祉に対し、事業所が非常に関心を持っています。この下の内容を見ると、今まで中で事業所との協定を締結しています。内容はということかはちょっと分からないが、ひとつの地域の事業の中で、我々が福祉という面だけを見ると、企業の大きな福祉の貢献というものがあると思います。健康福祉部だけで考えるのではなく、これはオール行政で考えないといけない。企業とのそのような案を、もっと密接な繋がりを持ってしないといけない。事業所は沢山抱え込んでいます。地域の中で事業所を横に「もう良いですよ」あるいは「もう戻っても結構です」など、とてもそこまではいっていない。できるだけ一緒にやるという強い想いがあります。そこで、そのようなことを踏まえていただいて、行政側からも事業所のほうへ、もっと PR をしないといけないし、あるいは具体的な施策を出して、取り組んでいただきたい。まず、「事業所とも」という所に私は引っかかるし、それからこの下の内容も、我々が計画を立てるのであれば、もっとしっかりした計画を作らないと。そうすると、こういう連絡会とか、その前にも連携構築とかありますが、実際は弱い気がしますので、できればもう少し強い言葉で、本当に福祉計画を充実させるためのものになります。この二点を要望します。

<委員長>

ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。まず人口動態については数字を確認いたします。29 ページの項目について、男女別の指標の見せ方ができないかというところも、ぜひ検討させていただきたいと思います。地域予防対応力につきましては、各自治協単位で数字を出すことができるはずなので、自治協の求められ方に応じて、男女別で出せるように検討できるかと思います。それから、私も見落としていましたが、73 ページについて、確かに少し薄いと思います。これが多機関の連携によるということでの三つ目として挙げられた意図があると思いますので、やや理念的で抽象的にならざるを得ないと思います。しかし、関係計画等が挙がっているわけではないので、地域福祉計画として第 4 次のポイントをもう少し深めた記載を検討いただければと思います。

<事務局>

ありがとうございます。

<委員長>

私の進行の下手際で、かなり大幅に時間を延長しておりますが、貴重な時間ですので、他にありましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。

今回は中間案ということになりますが、最終案に向けて後ほど説明があるかと思いますが、パブリックコメント等もう 1 回かけることになります。その段階でも委員の皆さんはもちろん、市民の皆様からのご意見をいただく機会は残されていますので、本日お気づきにならなかった事についても、後ほど事務局へ個別にご質問等いただければと思います。

<委員>

今回の計画では圏域設定はないのでしょうか。通常でしたら地域包括支援センターが３層にありますし、今問題なのは、地域福祉ネットワーク会議が２層になりますが、一つの圏域設定の位置付けとして３次計画ではありましたが、これではされていない。あえてなくしているのかどうか気になりました。

<委員長>

これは伊賀市の地域福祉計画の肝でもあります。確認を怠り申し訳ございません。いかがでしょうか。

<事務局>

前回、ご説明いたしました。この第４次計画については、第３次計画の中で築いてきたものをベースに、ブラッシュアップさせると位置づけています。圏域については、第３次計画で定めているので、引き続きそれを継承していくつもりです。変更がなかったため記載をしなかったとご理解いただきたいと思います。引き続き１層から５層の考え方で行いますが、記載があったほうが分かりやすいのであれば、最後に記載を検討いたします。

<委員長>

５層については第１次からの伊賀市のオリジナリティーだと思いますので、ここは是非入れていただきたいと思います。ご指摘いただいた圏域の部分は、縦ではなく横の部分でしょうか。横の部分の、いわゆるサービスの圏域については第３次で設定をしたので、それを踏襲してということではありますが、冒頭ご質問いただいた、重層的支援体制整備事業にも関わってくるかと思います。この辺りも含めて伊賀市の縦と横の地域福祉の肝でもありますので、やはり記載をお願いしたいと思います。新しいことではありませんで、前段の中に組み込んでいただきそれを前提に、第４次の内容をご理解いただく、あるいは冒頭でご質問のあった、重層的支援体制整備事業等の総合相談体制の説明といったところで、図を示していただけるといいのかもしれません。

まだまだご指摘をいただかなければならない部分があるように思いますが、ひとまず中間案として本日いただいたご意見を踏まえ、改めて庁内でご検討いただくようお願いいたします。また、繰り返しになりますが、本日ご意見いただけない委員の方も、些細な事でも結構ですのでお気づきの点等ございましたら事務局へお伝えください。

それでは、お預かりをしたことも含めた本日の審議事項である中間案について、資料３に基づいて進めるということで、ご了承いただけますでしょうか。

（全員了承）

ありがとうございます。それではお預かりしたものもしっかりと検討し、次のステップへ進めたいと思います。それでは、その他の事項に移らせていただきます。事務局より今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

<事務局>

本日いただきましたご意見をもとに、庁内の会議を経て中間案の修正を行いたいと思います。今年は市議会議員の選挙がありますので、議会が2月に開会されます。その中で、全員協議会等で説明できる機会を得ましたら、その後、事務局の案の中では年度内にパブリックコメントを取りたいと考えています。皆様方には、修正するパブリックコメントを含めて、再度お示しをさせていただければと考えています。その節にはまたよろしくお願いいたします。

<委員長>

ありがとうございます。繰り返しになりますが最終案につきましてはパブリックコメントを含めまして、年度内を目途に委員の皆様にお集まりいただく機会を予定したい、ということでご承知おきください。ありがとうございました。進行の不便で限られた時間を延長してしまい、申し訳ございません。部屋を分けさせていただいたり、背中越しに喋らせていただいたり、工夫とは言いながらご無礼をしたこともお詫びいたします。それでは以上をもちまして、本日の協議を終えさせていただきます。お力添え、どうもありがとうございました。

<事務局>

委員長ありがとうございました。それでは皆様、お気をつけてお帰りください。寒い日が続きますのでどうかご自愛ください。本日はありがとうございました。